

発注機関、業界団体 宛

倉敷労働基準監督署長

平成 30 年 7 月豪雨災害の復旧工事における労働災害防止  
対策の徹底について（緊急要請）

建設業における労働災害防止につきまして、平素から格別の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

平成 30 年 6 月 28 日以降の台風 7 号や梅雨前線の影響によって、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、全国各地で甚大な被害が発生し、倉敷市、総社市及び早島町内でも建築物、交通インフラ等に大きな影響が発生しているところです。今後、がれきの処理や建築物の解体・改修工事、道路、水道等のインフラ復旧工事等に係る工事が本格化するに伴い、労働災害の増加が懸念されます。

については、特に下記の労働災害防止に十分留意した施工が行われるよう、施工業者に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

1 土砂崩壊災害の防止

土砂崩壊による災害の防止には、亀裂の進展、連続した小石の落石等の崩壊の兆候を感知することが重要であるので、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の「変状時点検表」(別添)を活用し、斜面の状態を適切に点検すること。

2 墜落・転落災害の防止

木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事においては、墜落防止措置が採られず、屋根の踏み抜きを含む墜落・転落災害が発生しがちであることから、木造家屋等低層住宅の屋根等の改修工事で作業床を設けることが困難な場合には、安全带等の取付設備を設置した上で、安全带を確実に使用させること。

この際には、「足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント」(別添)を参考にすること。

### 3 熱中症の予防

梅雨明け直後は急激な WBGT 値（暑さ指数）の上昇が想定されることから、労働者が熱に順化するまでの期間は熱中症予防対策に特に注意を払い、水分及び塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼びかけること。

この際には、「平成 30 年度 STOP!熱中症クールワークキャンペーン」(別添)を参考にすること。

### 4 建築物等の解体・改修等の作業における石綿ばく露防止対策

建材等のがれきの処理作業に当たっては、がれき中に石綿が使用された建材が混ざっているおそれがあることから、散水等による湿潤化、防じんマスクの使用のほか、作業関係者以外の立ち入りを禁止するなど、石綿粉じんの飛散・ばく露防止対策を講じること。被災建築物等のがれきの撤去作業や被災建築物の解体工事において石綿ばく露防止を図るため、状況に応じて、適切な呼吸用保護具や手袋等の着用等を徹底すること。(別添「建物を解体・改修するには」参照)

### 5 倒壊・重機災害防止

倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにするとともに、建設機械を使用する作業場所においては、機械との接触防止措置等を徹底すること。

### 6 過重労働による健康障害防止対策

災害復旧工事に際し、労働者が長時間労働となるおそれがあることから、過重労働による健康障害防止に配慮した勤務体制、健康管理体制を整備すること。